

目 次

規 則	ページ
13 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則……………	1

規 則

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 27 年 10 月 1 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 森 民 夫

新潟県市町村総合事務組合規則第 13 号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例施行規則（平成 16 年規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 6 条中「写」を「写し」に改める。

第 7 条中「地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 84 条第 2 項」を「厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 47 条第 2 項」に改め、「同法」の次に「その他の法令」を加え、「共済組合の」を削り、「写」を「写し」に改める。

第 8 条及び第 9 条中「写」を「写し」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。